

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律

背景

けん銃を使用した凶悪事件の続発

- 住吉会傘下組織幹部射殺事件（2月、東京）
- 長崎市長射殺事件（4月）
- 愛知県長久手町の人質立てこもり事件（5月）
- 道仁会会長射殺事件（8月、福岡）
- 警察官銃撃事件（9月、神奈川・北海道）

特徴

けん銃の発射や所持の大半が暴力団構成員により敢行
組織的な犯行形態
資金や利権をもたらす不正権益獲得目的での犯行

- ・ 銃器対策のより一層の推進について申入れ（4月、衆・議運委員長）
- ・ けん銃に係る罰則の強化等を内容とする法律案の可及的速やかな国会提出を目指す旨取りまとめ（6月、政府・銃器対策PT）

銃砲刀剣類所持等取締法

主な改正の内容

1 暴力団等による違法事案に着目した重罰化と罰金の併科による経済的打撃

- ・ 発射罪の加重類型としての組織的・不正権益目的けん銃等発射罪の新設
→無期又は5年以上の懲役+3000万円以下の罰金
- ・ 所持罪の加重類型としての組織的・不正権益目的けん銃等所持罪の新設
→実包とともに携帯した場合、5年以上の懲役+3000万円以下の罰金

2 大量のけん銃所持事案への対応

- ・ 所持罪の加重類型としての複数けん銃等所持罪の新設
→1年以上15年以下の懲役

3 けん銃の密輸入や流通の遮断

- ・ けん銃等の営利目的輸入罪の併科罰金の引上げ
→無期又は5年以上の懲役+3000万円以下の罰金

4 猟銃等や刃物の違法使用の抑制

- ・ 許可銃砲の発射制限違反の法定刑の引上げ
→けん銃等・猟銃の場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 刃物の携帯禁止違反の法定刑の引上げ
→2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

武器等製造法

5 無許可製造の重罰化

- ・ 銃砲の営利目的無許可製造罪の併科罰金の引上げ
→無期又は5年以上の懲役+3000万円以下の罰金
- ・ 銃砲弾の無許可製造罪の法定刑の引上げ
→営利：10年以下の懲役+500万円以下の罰金
→非営利：7年以下の懲役又は300万円以下の罰金